

上郡町 YouTube 運用ガイドライン

平成 25 年 4 月 23 日策定

上郡町総務課

令和 6 年 8 月 30 日改定

上郡町企画広報課

1 YouTube とは

YouTube とは、米国で生まれた動画コンテンツ共有サイトで、手軽に動画ファイルの配信および閲覧が行えることが特徴である。

2 ガイドラインの目的

グローバルスタンダードな動画共有サイトである YouTube を広報媒体として利用し、動画により町政情報を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定める。

3 適用範囲

このガイドラインは、本町 YouTube 公式チャンネルを運用する全ての者に適用する。

4 YouTube チャンネル

YouTube チャンネルは、本町公式のチャンネルを設置した当該課(局)がその管理を行う。

5 投稿

- (1) 投稿者は、当該課(局)の職員のみとする。
- (2) 投稿内容は、原則として当該課(局)の業務に関する情報とする。
- (3) 投稿に対するコメント及び評価はできないように設定する。
- (4) 投稿の横に表示される広告等は許可しない。
- (5) 投稿動画による収益受け取りは無効とする。

6 乗っ取り・成りすましへの対応

アカウントが乗っ取られた場合、成りすましを発見した場合は、速やかにユーチューブに報告するとともに、町公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

7 遵守事項

このガイドラインのほか、上郡町ソーシャルメディア等の運用に関する基本ガイドライン、YouTube の原則、YouTube 規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

8 停止または削除

YouTube の運用が困難と判断される場合には、町公式ホームページに明記した上で速やかに YouTube の運用を停止、またはアカウントを削除するものとする。

9 その他

- (1) 投稿内容に関しては、投稿した職員の所属する課(局)がその責を追うものとする。
- (2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、企画広報課長は対象職員に対して一定期間 YouTube を運用することを禁止することができる。
- (3) このガイドラインに定めがない事項については、企画広報課が適切な判断を行うものとする。